

# 京田辺市いじめ防止基本方針



令和6年度改定  
京田辺市・京田辺市教育委員会

# 「いじめ防止基本方針」 京田辺市・京田辺市教育委員会

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

京田辺市においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、市・学校・地域社会・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定に基づき、平成27年に京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、京田辺市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。

これまで学校・教育委員会は、「言うまでもなく、いじめは重大な人権侵害であり、子どもの心に深い傷として残る深刻な問題です。『いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。』という認識のもと、いじめを許さない学校づくりやいじめの未然防止に向けた教育活動を進めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握できるよう教職員一人一人の人権意識の向上を図ることが大切である。」という基本的姿勢に立って、いじめの防止と対策にあたってきたところである。

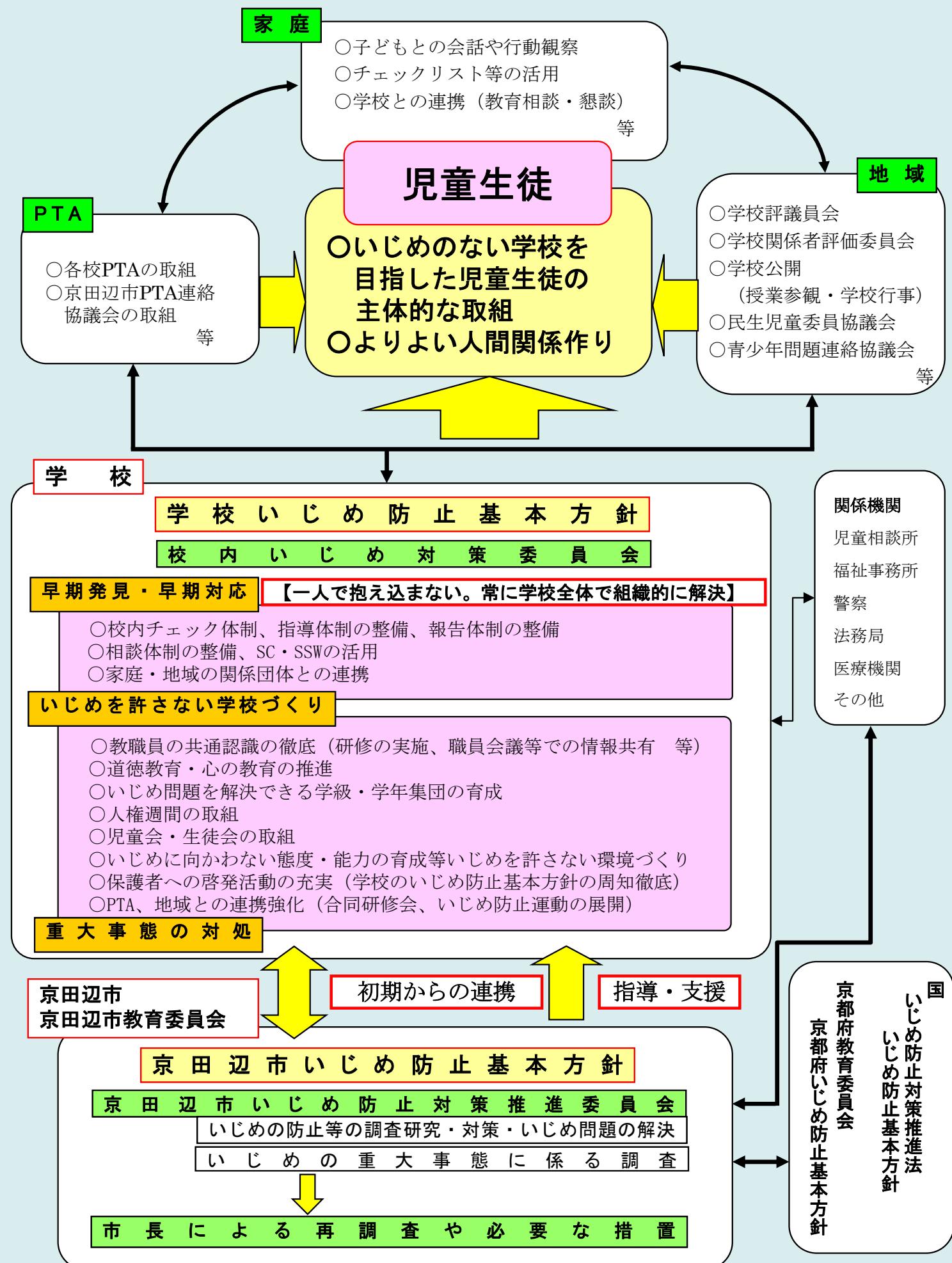
今般、法の施行から10年が経過し、いじめの調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、国は、学校関係者や各種職能団体等の関係団体の有識者で構成されている「いじめ防止対策協議会」の議論を受けて、令和6年8月にいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の改訂が行われた。

その改訂に合わせ、基本方針を再度確認し、ガイドラインとの整合性を図るため、改定することとした。

# 目 次

はじめに	1
目次	2
1 京田辺市におけるいじめ対策（全体図）	3
2 いじめ問題とは何か	
(1) いじめの定義	4
(2) いじめ問題に関する基本的認識	4
(3) いじめの特徴	4
(4) いじめの構造	5
(5) いじめの態様	5
(6) いじめの進行	5
3 学校における取組	
(1) いじめを許さない学校・学級経営	
ア 学校いじめ防止基本方針の策定	6
イ 校内いじめ対策委員会の設置	6
ウ いじめの未然防止	6
エ 適切な教育指導	7
オ 家庭・地域社会との連携	7
(2) 早期発見・早期対応・評価改善	
ア 早期発見	8
イ 早期対応	9
ウ 評価改善	9
エ 留意事項	9
(3) いじめへの具体的対応	
ア いじめ被害者への対応	10
イ 被害者の保護者への対応	10
ウ いじめ加害者への指導・措置	11
エ 加害者の保護者への対応	11
オ いじめ観衆・傍観者への対応	11
カ インターネット上のいじめ対応	12・13
キ マスコミ等への対応	14
4 京田辺市教育委員会における取組	
(1) 取組状況の把握	15
(2) 学校への支援	15
(3) 相談体制の充実	15
(4) 幼児教育の取組の推進	16
5 いじめ防止等のための組織の設置	
(1) 京田辺市いじめ防止対策推進委員会	16
(2) 京田辺市いじめ調査委員会	16
6 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発見と調査	17・18
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
7 いじめ対応組織図等	
(1) 組織図1学校	19
(2) 組織図2教育委員会	20
(3) 組織図3教育委員会における相談窓口対応	21
(4) いじめ問題取組点検票（教育委員会）	22
資料1 学校で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）	23・24
資料2 家庭で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）	25
相談機関	26

# 1 京田辺市におけるいじめ対策（全体図）



## 2 いじめ問題とは何か

### (1) いじめの定義

◆「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条関係）

### (2) いじめ問題に関する基本的認識

- ◆いじめについては、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。
- ◆いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。
  - 1 他者をいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識を持つ。
  - 2 いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
  - 3 いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
  - 4 いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
  - 5 家庭・学校・地域社会における関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

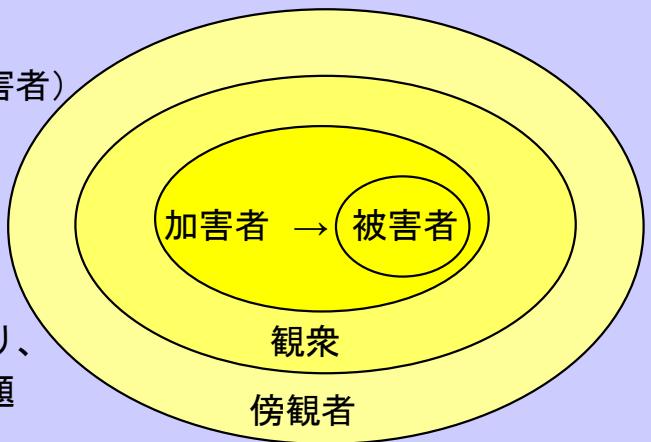
### (3) いじめの特徴

- 1 いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- 2 いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。
- 3 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われることがある。
- 4 親や教師に見えにくく、事態が深刻化することがある。
- 5 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化することがある。
- 6 いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感から、いじめる場合がある。
- 7 いじめがインターネットを通じて行われることがある。

## (4) いじめの構造

◆いじめは一見、いじめる者（加害者）といじめられる者（被害者）との対立構造に見えるが、この両者以外にそれをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や黙認している「傍観者」という集団が存在し、四層構造となっている。これは、観衆や傍観者も制止力とならない限り、ますます被害者を孤立化させていくという問題をはらむ構造となっている。

また、この構造は固定化されたものではなく、四者の立場が流動することもある。



## (5) いじめの態様

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 9 その他

## (6) いじめの進行

◆一見仲良く見えているグループ内でもいじめは起こりうる。日ごろから、児童生徒間の関係性を充分観察・把握していることが重要となる。

### 第3段階

#### 心理的・いじめ

- ・言葉での脅かし
- ・ひやかし・無視
- ・仲間はずし
- ・持ち物隠し落書き等

#### 物理的・いじめ

- ・殴る・蹴る・たたく
- ・金品をたかる
- ・使い走り
- ・万引きの強要等

### 第1段階 あそび ふざけ いたずら

### 第2段階 けんか いじわる からかい

### 3 学 校 に お け る 取 組

#### (1) いじめを許さない学校・学級経営

##### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（法第13条）

##### イ 校内いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

- ◆いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- ◆いじめ対策組織は、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。
- ◆構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、その他必要に応じて関係教職員や専門家を加える。

##### ウ いじめの未然防止

◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- 2 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切にし児童生徒の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- 3 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- 4 児童生徒の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- 5 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教職員間の共通理解を図る。
- 6 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- 7 学校生活や教育活動において児童生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- 8 学校のいじめ防止基本方針は、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

## 工 適切な教育指導

- ◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした教育指導を進める。
- 1 個を大切にし、お互いを思いやり、尊重し、自分や人の生命や人権を大切にする指導等の更なる充実を図る。
- 2 はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- 3 いじめを大人に伝えることは、いじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- 4 それぞれの指導・活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- 5 児童生徒への幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- 6 児童生徒への教職員の言動及び対応にかかわっては、当該児童生徒を傷つけたり、他児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- 7 思いやの心を育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。
- 8 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を設ける。
- 9 特別活動・学校行事、部活動等を通して好ましい人間関係の構築、学級の連帯感の高揚を図る。

## 才 家庭・地域社会との連携

- 1 いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- 2 いじめの問題は大小に関わらず、学校のみで解決してはならない。速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- 3 いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- 4 日ごろから、児童生徒の様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図る。
- 5 学校が中心となり、保護者や地域代表との意見交換の機会の設定、PTAや地域の関係団体等と連絡協議の場を確保し、連携・協働できる体制を構築する。
- 6 学習会・研修会等で、いじめに関しての理解を深め、「いじめは重大な人権侵害である」という認識に立ってもらう。
- 7 家庭と学校がお互いに子どもに向き合い、家庭の教育機能の充実が図れるよう支援していく。
- 8 リーフレットを配布したりキャンペーンを張ったりする等、いじめ防止啓発活動に取り組み、保護者に対し、いじめ問題の理解を促すべく広く知らしめていく。

## (2) 早期発見・早期対応・評価改善

### ア 早期発見

#### ポイント

◆日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童生徒の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童生徒との深い信頼関係を築く。

#### 1 「いじめ」の定義に基づく確実な認知を行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事象の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### 2 録い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。

- (1)教師は気づきの力を磨くとともに、日ごろから、児童生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童生徒が発する危険信号を見逃さない。
- (2)児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。（訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応する。）
- (3)いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを十分に認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることに注意する。

#### 3 生活ノートや日記等を活用する。

児童生徒の生活ノートや日記により、児童生徒の生活状況や気持ちの理解に努める。

#### 4 アンケート・生活実態調査、個人懇談等を実施する。

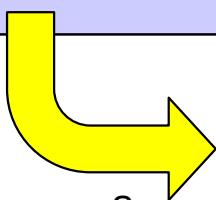
定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。

#### 5 教育相談機能を充実する。

学校内の専門家（養護教諭、スクールカウンセラー等）との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童生徒の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。児童生徒はいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして、一方では、「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分に認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聞く姿勢が必要である。

#### 6 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。

#### 7 児童生徒に関する情報交換を日常的に行う。



迷わずすぐ、教育委員会に報告！！

対応についての協議、支援、指導

## イ 早期対応

- 1 校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、校内いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。
- 2 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- 3 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- 4 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- 5 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- 6 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- 7 いじめ事象が発覚した際には、個人情報の取扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

## ウ 評価改善

いじめ防止に係る取組のさらなる改善を図るため、学校評価の項目にいじめ防止のための取組を位置づける。

- 1 学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 2 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底する。

## エ 留意事項

- ・新型コロナウィルス感染症の全国的な感染拡大時に発生した差別・偏見・誹謗中傷等の事象を繰り返されぬよう、学校生活や児童生徒に大きな影響のある状況において、いじめが発生することを防ぐため、感染症や災害などに対する正しい知識を持つことや人権を尊重する態度の育成に係る指導の充実を図る。

### (3) いじめへの具体的対応

#### ア いじめ被害者への対応

ポイント  
◆本人との信頼関係を構築することが基本

- 1 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。  
(心のケア、親身な対応、秘密厳守)
- 2 いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- 3 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。
- 4 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

#### いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 2 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを児童生徒及び必要に応じて保護者との面談等により確認する必要がある。

#### イ 被害者の保護者への対応

- 1 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- 2 いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- 3 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善を図ることができるよう努める。
- 4 家庭との連絡を密にする。

## ウ いじめ加害者への指導・措置

- 1 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- 2 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- 3 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- 4 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- 5 場合によっては、出席停止の措置等毅然とした態度で指導する。これらの対応については保護者の協力、警察及び関係機関等との連携を行う。

## エ 加害者の保護者への対応

- 1 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- 2 いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- 3 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- 4 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応がなされるように促す。

## オ いじめ観衆・傍観者への対応

- 1 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- 2 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- 3 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- 4 いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- 5 情報提供した児童生徒が、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

## 力 インターネット上のいじめ対応

### ◇「インターネット上のいじめ」の特徴

- 1 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- 2 インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- 3 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネットを通じて流出し、悪用されやすい。
- 4 一度流出した情報は、回収することが困難となり、不特定多数のものからアクセスされる危険性がある。
- 5 保護者や教師など周囲の大人が、子どものスマートフォン等の利用状況を把握できず、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくいため、発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

### ◇SNS等での誹謗・中傷等への対応

インターネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者からの相談

#### 書き込み内容の確認

- 当該掲示板等のURLの確認と記録
- 携帯電話の場合は、撮影して内容保存

- 書き込み内容の保存

#### 加害者が特定される場合

##### SNS等の管理者に削除依頼

- 管理者への連絡方法を確認する。
- 利用規約を確認の上、加害者の保護者の同意を得て、加害者と一緒に学校内で削除を行う。
- 削除依頼は学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、個人の所属や氏名の記載はしない。

#### 加害者が特定されない場合

##### 教育委員会に相談・報告

- 教育委員会に報告し、対応に関して協議を行う。

##### SNS等のプロバイダに削除依頼

- 管理者に削除依頼をしても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合はプロバイダに削除依頼する。

##### 外部機関と連携を図り、削除依頼を行う。

\* 以上の手続きでも削除されない場合は、警察や法務局に相談する。

## SNS等での被害を防ぐために 児童生徒への指導のポイント

- 1 SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- 2 インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることや、SNS等への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- 3 SNSを含めインターネットを利用する際、利用のマナーやモラルを厳守することを指導する。

## SNS等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること

### < 4 つの観点 >

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ①理解促進・実態把握      | ②情報モラル教育の充実とルールの徹底 |
| ③未然防止・早期発見・早期対応 | ④いじめられた子ども等へのケア    |

### 1 家庭では

- (1) スマートフォンやインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どものスマートフォンやインターネットの利用状況を把握する。
- (3) スマートフォン等の必要性・危険性についてしっかりと話し合う。持たせる場合は、家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

### 2 学校では

- (1) スマートフォンやインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どものスマートフォンやインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校でのスマートフォンの取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- (5) 家庭に対し、情報モラルについてしっかりと話し合うことを啓発する。

### 3 未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童生徒へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

## キ マスコミ等への対応

### ポイント

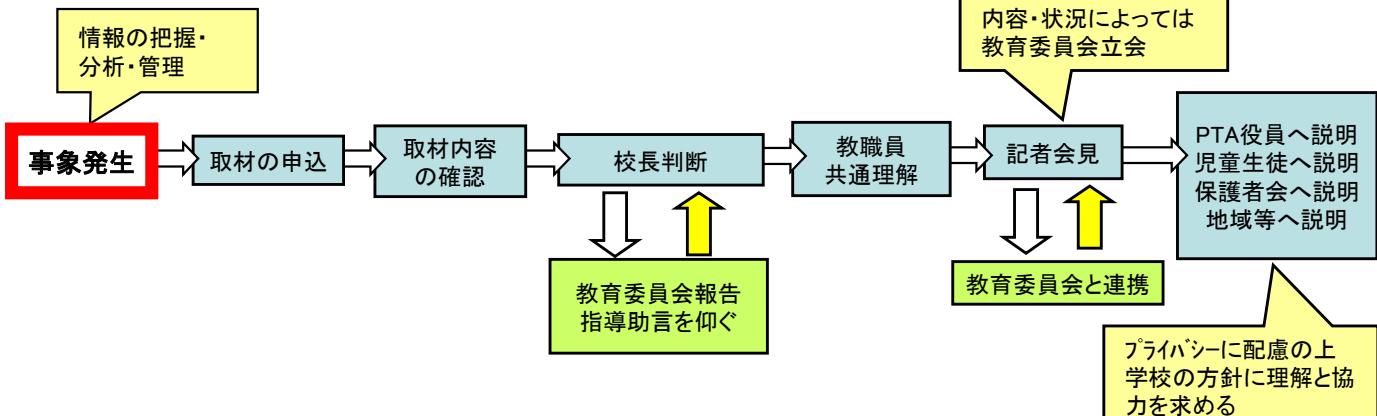
マスコミ等への対応の基本は、市民に説明責任を果たすことであり、また、市民の疑問や不安に応えることである。教育委員会・学校は、その説明責任の義務を負っているということを自覚し、対応することが基本である。

- ◆ 聞かれたことについて、事実を正確に答える。
- ◆ 事象についての正確な情報の把握・分析・管理の一元化を図る。
- ◆ 取材内容については、教職員の共通理解を図る。
- ◆ 教育委員会と相談し対応する。

### 取材及び記者会見での留意点

- 1 学校の責任の所在を明確にし、説明できるように準備しておく。
- 2 市民に対して、説明責任を負っていることを自覚する必要がある。説明内容をよく吟味し、分かりやすい説明を行う。
- 3 児童生徒を混乱させないこと等、児童生徒の学習環境の確保に努める。
- 4 保護者・地域社会に学校に対する不信感を招かないよう、説明の時期・説明の場を用意する。
- 5 教職員にマスコミへの公表内容と取材への基本姿勢を徹底する。
- 6 学校・教育委員会が、マスコミに情報提供する場合は、同じ内容、同じ時期に提供する。
- 7 資料の公開については、教育委員会等と事前に十分調整する。
- 8 確実な事実のみを伝えることとし、あいまいな事や憶測では答えない。
- 9 人権や個人情報の取扱いについては、十分留意する。
- 10 失言や間違った情報を提供した場合は、誠実に謝罪・訂正する。
- 11 マスコミ報道が沈静化しても、事象の解決とは捉えない。

### マスコミ対応 緊急時（例）



## 4 京田辺市教育委員会における取組

### (1) 取組状況の把握

#### ポイント

◆いじめの解決は、学校と協働のスタンスを取ることを原則に、初期からの関わりを大切にし、解決に向けた取組を進める。また、ケースにより、弁護士や臨床心理士に相談することにより、学校が安心して、解決に向けた対応が図れるように支援を行う。

- 1 いじめ問題に関する指導の方針を明らかにし、積極的な指導を行う。
- 2 校内にいじめ対策委員会を設置し、いじめ問題への組織的対応の推進を促す。
- 3 いじめ問題の状況について、実態的確な把握に努める。
- 4 実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す。
- 5 いじめの実態把握の取組状況の点検、アンケート調査の実施、更なる取組に向けて指導、助言に努める。
- 6 関連の通知などの資料の活用や、その趣旨の周知・徹底について、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行う。

### (2) 学校への支援

#### 1 恒常的支援

- (1) 校内研修の講師として公認心理師や指導主事等の派遣を行う。
- (2) 教員研修を実施し、教職員の人権意識の高揚を図る。
- (3) 基本方針等により、いじめ問題に関する指導のための周知徹底を図る。
- (4) 教育相談機能の充実に資するようスクールカウンセラーを配置する。

#### 2 個別事象への支援

- (1) 教育委員会事務局は、教育委員会の指示を仰ぎながら、実情の迅速なる把握を行うと共に、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。
- (2) 担当指導主事等の派遣を行うなど、問題の解決と正常な教育活動に向けた指導、助言に当たる。
- (3) いじめに関わった子どもの心のケアに向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を行う。
- (4) 関係機関や専門家と連携し、いじめ問題の対応、解決の方途を探る等の支援を行う。
- (5) 保護者への学校説明会等の開催に向けての支援を行う。

#### 3 制度の適用について

出席停止の措置について積極的に検討する。

### (3) 相談体制の充実

- 1 教育委員会に公認心理師を配置し、保護者・地域からの相談窓口等、教育相談体制の整備・充実とその周知徹底を図る。
- 2 相談内容に応じて学校と協力した継続的指導及び、専門機関との連携を図る。
- 3 スクールカウンセラー配置及び活用の積極的推進を図る。
- 4 関係相談機関の活用を図る。 「相談機関」 p26 (参照)

## (4) 幼児教育の取組の推進

- 1 豊かな心の育成に係わり、幼児期の教育と就学後の接続を図るため、幼小接続を推進する。
- 2 幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

## 5 いじめ防止等のための組織の設置

### (1) 京田辺市いじめ防止対策推進委員会

京田辺市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項及び第28条第1項に定める附属機関として京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

- ◆ 「委員会」は、以下のことを行う。
  - ア 基本方針に基づく、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行う。
  - イ 児童等のいじめに関する通報や相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行う。
  - ウ いじめに関する重大事態が発生した場合、必要に応じ法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行う。
- ◆ 構成員は、弁護士、教育に関する学識経験を有する者、公認心理師又は臨床心理士、福祉・人権に関する有職者、その他教育委員会が必要と認める者とする。ただし、いじめに関する重大事態が発生した場合、当該重大事態の性質に応じ適切な専門家を加えることができる。また、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等の配慮に努める。

### (2) 京田辺市いじめ調査委員会

市長は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会の行った調査の結果について、調査が必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、京田辺市いじめ調査委員会以下「委員会」という。）を設置する。

- ◆ 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議をする。
- ◆ 構成員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者とする。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発見と調査

#### ポイント

- ◆学校の解決を超えた事象（警察に被害届が提出されるケース等）は、警察等関係機関との連携をしっかりと取る。
- ◆被害者、加害者を含めた児童生徒に対する心のケアを行う。

#### 1 重大事態の発見と調査

##### (1) 重大事態の意味（法第28条第1項）

- ア 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（児童等が自殺を企図した場合等）
- イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」  
(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)

##### (2) 重大事態の報告

- ア 学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
- イ 教育委員会から市長等に重大事態の発生を報告する。

##### (3) 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

以下のような場合には教育委員会において調査を実施する。

- ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合。
- イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

##### (4) 調査を行うための組織

- ア 学校が調査主体となる場合「校内いじめ対策委員会」とする。
- イ 教育委員会が調査主体となる場合「京田辺市いじめ防止対策推進委員会」とする。

##### (5) 調査の実施

###### ア 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を事象に応じ、可能な限り網羅的に明確にし、記録する。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

###### イ いじめられた児童等からの聞き取り

- ・いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査
- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査についての協議を行う。

## (6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報の提供を行うとともに教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

### イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。なお、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### 1 再調査

市長は、教育委員会又は小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、組織を設置する等の方法により再調査を行うことができる。

この再調査等においては、当該重大事態の状況及び調査委員会等による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報十分配慮し、適切に提供するものとする。

### 2 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。（法第30条第5項）

### 3 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について説明を行う。

### 4 再調査結果への議会への報告

市長は、再調査の結果について、議会に報告する。（法第30条第3項）

# 7 いじめ対応組織図等

## (1) 組織図 1 学校

教職員

- いじめを許さない学校・学級づくり
  - 「自己決定」「自己存在感」を育てる教育（学校行事・学級活動）
  - 学び合いを通した「楽しい授業」「わかる授業」
  - 思いやりや生命・人権を大切にする道徳教育
  - 教育相談体制
  - 教職員の高い人権意識

早期発見

集団（学級など）

- いじめが疑われる言動発見（チェックリスト活用）
- 生活ノート等から気になる言葉発見
- 「アンケート」「個人面談」から発見
- 子ども、保護者、地域からの訴え
- 教職員による児童生徒の情報交換

情報キャッチ

報告

独断で判断しない。  
解決を焦らない。

解決

いじめが疑われる情報 → 報告

最初に認知した教職員

学年主任

学級担任

生徒指導主任

校長・教頭

いじめられている  
子どもの立場に立った  
迅速で組織的な対応

## 校内いじめ対策委員会

### 構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、当該学年教員、教育相談部、養護教諭、その他、SC、SSW、部活顧問など必要に応じて関係教職員や専門家を加える。

### 対応方針の決定 役割分担

#### □ 情報の整理

- いじめの状況を把握  
現在持っている情報の整理と共有化
- 関わっている児童生徒の関係性を把握

#### □ 対応方針

- 緊急度や重要度を考え対策を立てる。
- 事情聴取や指導の際の留意点を確認する。

#### □ 役割分担

- 事情聴取と指導担当
- 保護者への対応担当
- 関係機関への対応担当

### 事実の究明と支援・指導

#### □ 事情聴取の留意点

- 人目につかない場所・時間で、個別に聞く。
- 食い違いが生じないよう複数で対応
- 情報提供者の秘密厳守、報復などへの細心の注意
- 聴取後、自宅へ送り届け、保護者へ説明

### いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

#### □ 緊急指導

- 対象に応じた内容を明確にした支援・指導

### 保護者対応

- 被害保護者
- 加害保護者

### 再発防止策・今後の指導方針の検討

#### □ 長期的指導

- 指導の継続

## 職員会議 □問題事象の共通理解 □対応方針・対応策の周知徹底 □指導後の状況把握と指導方針共通理解

連携・協力

支援  
要請  
報告

家庭

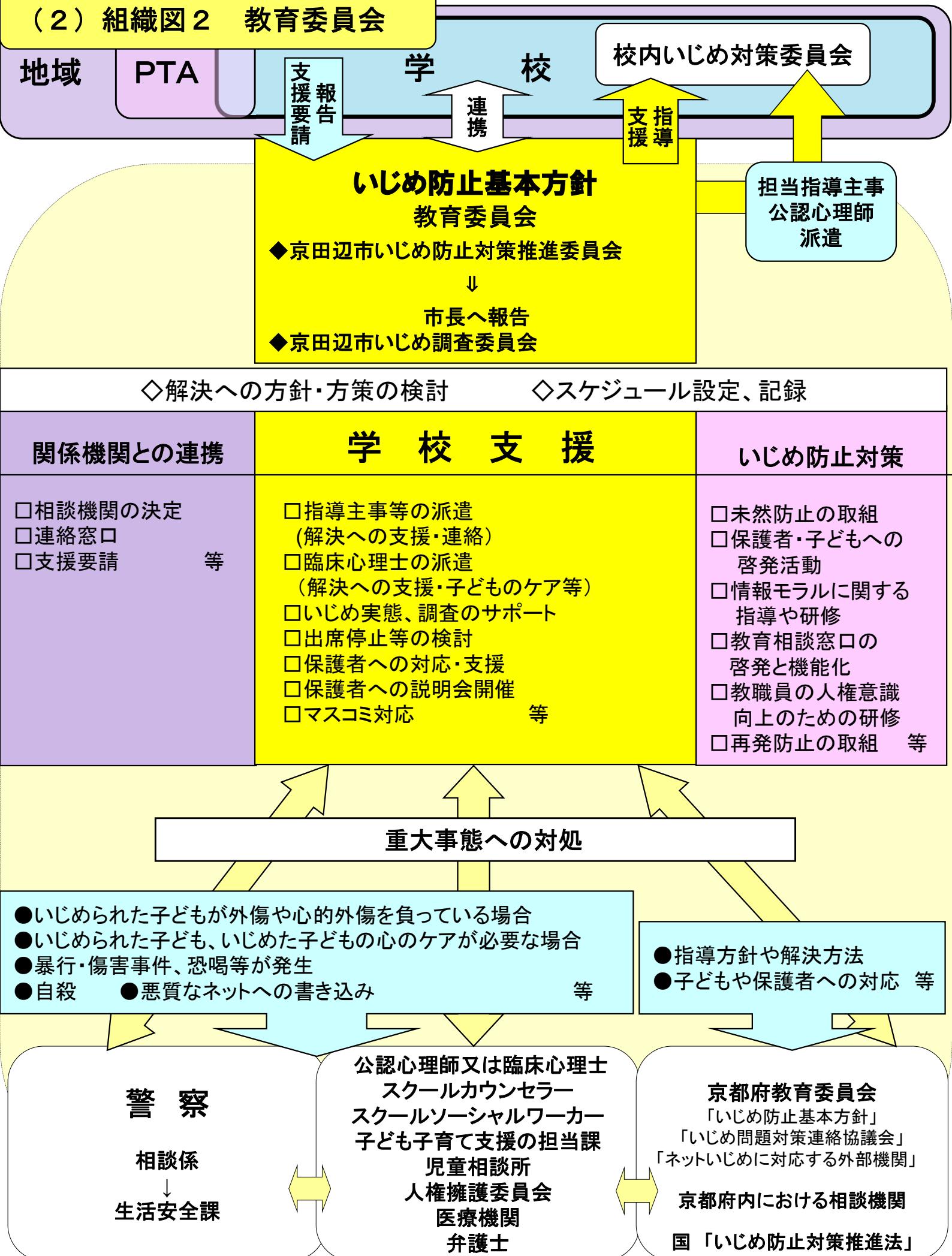
地域

連携

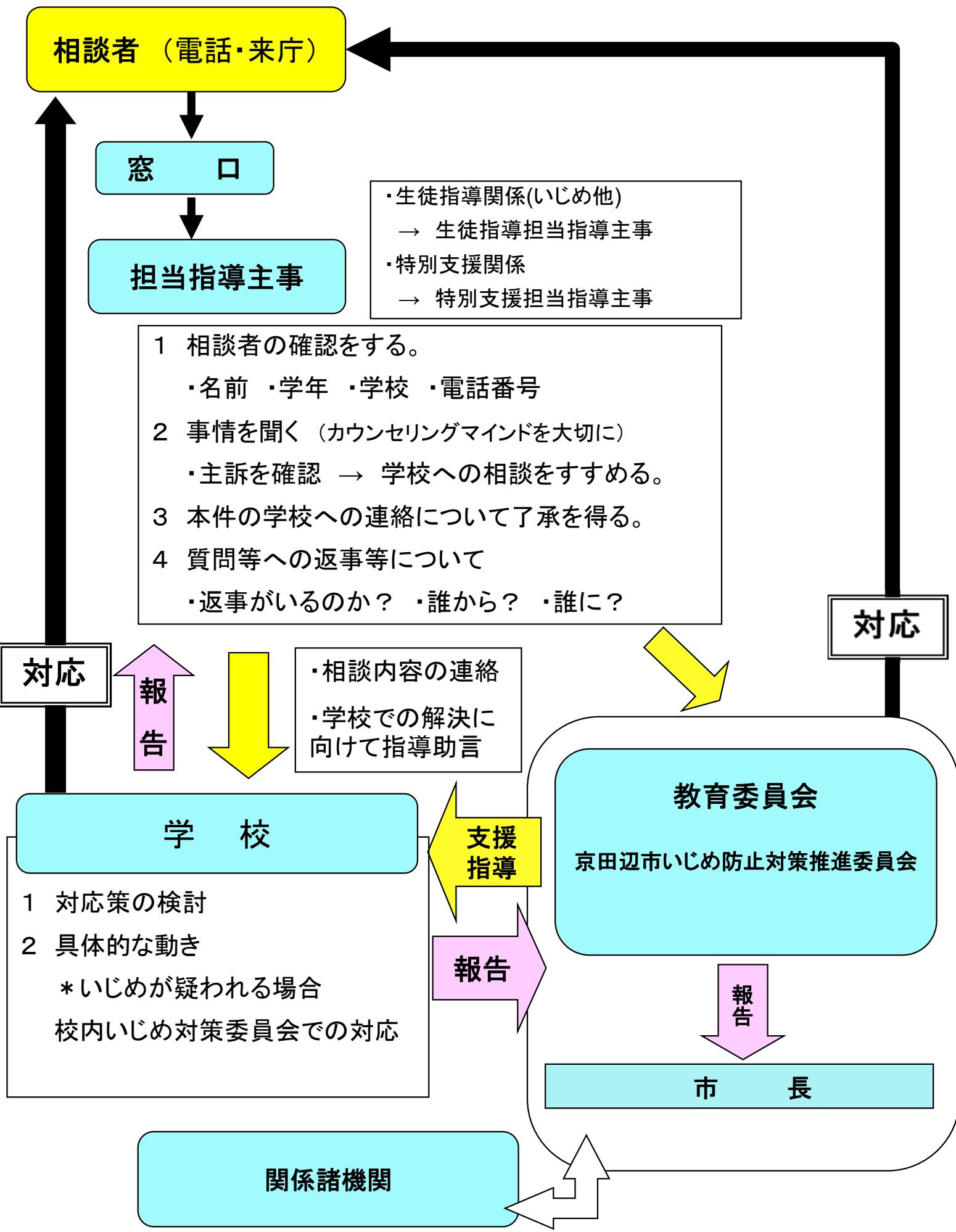
指導  
支援

教育委員会

## (2) 組織図 2 教育委員会



### (3) 組織図 3 教育委員会における相談窓口対応



#### (4) いじめ問題取組点検票（教育委員会）

年度	項目	状況			改善の方策
		○	△	できて いる	
		不十分			
学校の取組 の支援に係 る体制整備	1 いじめ防止基本方針の策定				
	2 学校におけるいじめ問題の取組点検票を踏まえた点検及び指導・助言				
	3 学校における児童生徒へのアンケート実施についての指導・助言				
	4 学校や保護者からのいじめの報告に対しての相談窓口の設置等、教育委員会内の教育相談体制の整備				
	5 学校における教育相談体制への指導・助言				
	6 いじめを認識した際の学校への連絡・協力・指導体制の整備				
	7 いじめ対策組織の児童・保護者への周知徹底				
	8 いじめ問題等教職員の人権意識の高揚に向けた研修会の実施への指導				
	9 いじめ問題解決に向けたスクールカウンセラーの配置や臨床心理士の派遣体制の整備				
	10 指導上困難な課題を抱える学校に対する重点的な指導・助言・支援				
	11 深刻ないじめを行う児童生徒に対する出席停止措置等の必要な体制の整備				
	12 被害児童生徒の就学校の指定変更等による弾力的な措置体制の整備				
	13 学校以外の教育相談窓口についての児童生徒、保護者、教職員への周知				
	14 いじめ問題の解決のための関係機関との適切な連携協力体制				
教職員研修	15 人権意識の向上に向けた教職員の研修会の実施				
	16 いじめ防止基本方針の策定と内容周知				
家庭・地域 との連携	17 PTA、地域社会教育団体と連携を図った、地域ぐるみのいじめ対策の推進				
	18 いじめ問題への取組の重要性の認識や家庭・地域の取組推進のための啓発・広報活動の実施				

## 資料1 学校で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）

### 登校時・朝の会

- ◇ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校が増える。
- ◇ 浮かぬ顔、泣いたりしていつもと様子がちがう。
- ◇ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ◇ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ◇ 持ち物の紛失が目立ったり、落書きされてたりする。
- ◇ 忘れ物が多くなり、学習意欲の低下が見られる。
- ◇ 特定の子の机、椅子、カバンなどが壊されたり散乱したりしている。
- ◇ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ◇ 学用品の破損、教科書、ノート、机などに落書きがある。
- ◇ 席を替えられている。

### 授業中

- ◇ 一人遅れて教室に入ってくる。
- ◇ 頭痛、腹痛、吐き気を頻繁に訴える。
- ◇ 保健室によく行くようになる。
- ◇ グループ分けで孤立しがちである。
- ◇ 授業中、誤答に対して皮肉や笑いが繰り返し起こったり、正解に対して冷やかし、どよめきがあったりする。
- ◇ その子を褒めると嘲笑が起きたり、しらけたりする。
- ◇ 成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- ◇ その子の隣に誰も座りたがらない。
- ◇ 宿題や提出物の提出が遅れる。

### 休憩時

- ◇ 用事がないのに職員室の様子を伺ったり、うろうろしたりする。
- ◇ 休み時間、一人でトイレに閉じこもったり、教室や図書室に一人でポツンといふ。
- ◇ 今まで一緒だったグループから外れている。
- ◇ グループのメンバーでないのに、トイレや空き部屋から一緒に出てきたりする。

### 給食時

- ◇ 同じグループなのに机を寄せて席を作ろうとしない。
- ◇ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ◇ 食べ物へのいたずら（盛り付けをしない、わずかの盛り付け、極端に多く盛り付け）
- ◇ 食欲が無い。
- ◇ 黙ってうつむいて食事している。

## 清掃時

- ◇ その子どもの机や椅子だけが放置されている。
- ◇ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ◇ みんなの嫌がる分担をいつもしている。
- ◇ 一人離れて掃除している。
- ◇ 目の前にごみを捨てられる。

## 放課後

- ◇ さっと下校する。またはいつまでも残っている。
- ◇ 玄関や校門付近で不安そうな顔でおどおどしている。
- ◇ みんなの持ち物を持たされている。
- ◇ 靴や傘など持ち物を紛失していたり、下駄箱にいたずらされる。
- ◇ 通常の通学路を通らずに帰宅する。

## 生活面全般

- ◇ 理由の分からない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我など、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と隠したりする。
- ◇ 人権を無視したあだ名（ばい菌、〇〇菌）が付けられしつこく言われる。
- ◇ 部活への参加を渋ったり、休みがちになったり、リーダーを突然やめたいと言い出す。
- ◇ 刃物など危険なものを所持している。
- ◇ 陰口、悪口が特定の子どもに集中する。
- ◇ 教師と視線をあわさない。話すとき不安そうな表情をする。
- ◇ 集金等の提出が遅れる。
- ◇ その子の椅子に誰も座らない。その子の椅子や机に触りたがらない。
- ◇ 服が破れたりボタンが取れたりしている。

## 資料2 家庭で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）

### いじめられる側のサイン

- ◆ 持ち物がなくなる、壊されている、傷つけられている、落書きされている。
- ◆ 服装が乱れ、汚れていたり、体に傷やあざがある。
- ◆ 泣きながら帰宅する。
- ◆ お金の使い方が荒くなる。
- ◆ 家庭から物品やお金を持ち出したり、お金をせびるようになる。
- ◆ 学校に行きたがらない。登校時刻になると体調不良を訴え、遅刻したり欠席したりする。
- ◆ 「転校したい」「学校を辞めたい」と言い出す。
- ◆ ぼんやりし、ふさぎこんで元気がなく表情が暗くなる。
- ◆ 不機嫌になったり、当り散らしたり、ため息をついたり、涙を流したりするなど、情緒が不安定になる。
- ◆ 寝つきが悪かったり、疲れなかったりする日が続く。
- ◆ 外に出たがらず、部屋に閉じこもりがちになる。
- ◆ 親に隠し立てをしたり、家族から話しかけられるのをいやがる。
- ◆ 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- ◆ お風呂に入りたがらなくなったり、裸になるのを嫌がる。
- ◆ 不快なあだ名がつけられている。
- ◆ 電話に敏感になる。
- ◆ 友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。
- ◆ 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ◆ 言葉使いが荒くなり、親兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりしたりする。
- ◆ 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- ◆ 不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- ◆ 成績が下がる。
- ◆ 先生や友だちを批判する。
- ◆ 親の学校への出入りを嫌う。
- ◆ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ◆ 自己否定的言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

### いじめる側のサイン

- ◆ 言葉づかいが荒くなる。
- ◆ 言うことときかない。
- ◆ 人のことをばかにする。
- ◆ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ◆ 与えたお金以上のものを持っている。
- ◆ おこづかいでは買えないものを持っている。

## 相談機関

### 京田辺市内

◆ 京田辺市教育支援センター 教育相談（月～金 10:00～16:00） ☎ 0774-65-4001

◆ 京田辺市立小学校教育相談（毎月1回程度 9:00～17:00）

相談日の日時につきましては、各学校にお問い合わせください。

大住小学校 ☎ 62-0046

田辺小学校 ☎ 62-0044

草内小学校 ☎ 62-0054

三山木小学校 ☎ 62-1055

普賢寺小学校 ☎ 65-0053

田辺東小学校 ☎ 62-4348

松井ヶ丘小学校 ☎ 62-8888

薪小学校 ☎ 63-2000

桃園小学校 ☎ 63-6335

◆ 京田辺市立中学校教育相談（毎週9:00～17:00）

相談日の日時につきましては、各学校にお問い合わせください。

田辺中学校 ☎ 62-0021

大住中学校 ☎ 62-8889

培良中学校 ☎ 62-9363

◆ 宇治児童相談所 京田辺支所 ..... ☎ 0774-68-5520

（月～金 [年末年始・祝日除く] 8:30～17:15）

### 24時間対応

◆ 24時間子供SOSダイヤル ..... ☎ 0120-0-78310

◆ 京都府総合教育センター

ふれあい・すこやかテレפון ..... ☎ 075-612-3268 (又は3301)

◆ 京都少年サポートセンターヤングテレホン ..... ☎ 075-551-7500

◆ 京都いのちの電話 ..... ☎ 075-864-4343

### メール相談

◆ 京都府総合教育センター <メール教育相談>

<https://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?p=1027>

(携帯電話の場合、受信拒否設定を解除してください)

◆ ネットいじめ通報サイト

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=1324>

### 電話相談

◆ 子どもの人権110番 ..... ☎ 0120-007-110

（月～金 [祝日除く] 8:30～17:15）

◆ 京都府家庭支援総合センター ..... ☎ 075-531-9600

（月～金 [年末年始・祝日除く] 8:30～17:15）

◆ チャイルドライン ..... ☎ 0120-99-7777

（毎日16:00～21:00 [年末年始除く] 18歳までの子ども専用電話）

◆ きょうと不登校相談ダイヤル ..... ☎ 075-585-7588

（毎週金曜日 [年末年始・お盆期間は除く] 13:00～16:30）